ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア
ディナール	ポンド	ディナール	クワンザ	シリング	ポンド	ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン
44.00	92,500	4,650	5,880	152,000	355	1,046	93	29,000	29,000	415,000
87.50	185,000	9,250	11,760	303,000	715	2,092	185	59,000	59,000	835,000
44.00	92,500	4,650	5,880	152,000	355	1,046	93	29,000	29,000	415,000

ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ
シリング	CFAフラン	フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	ポンド	CFAフラン	シリング	ディナール	ナイラ	CFAフラン
5,400	29,000	56,800	294,000	11,400	167	29,000	96,000	86	9,600	29,000
10,750	59,000	113,600	588,000	22,700	333	59,000	192,000	172	19,250	59,000
5,400	29,000	56,800	294,000	11,400	167	29,000	96,000	86	9,600	29,000

ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
29,000	415	125,000	9,600	29,000	455	17,200	1,870	500	77	35,700
59,000	835	250,000	19,200	59,000	910	34,500	3,730	1,000	154	71,400
29,000	415	125,000	9,600	29,000	455	17,200	1,870	500	77	35,700

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月一日

外務大臣　玄葉光一郎

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。